

令和8年9月1日開会

令和8年9月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
認 定 第 1 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認 定 第 2 号	令和 7 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認 定 第 3 号	令和 7 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認 定 第 4 号	令和 7 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認 定 第 5 号	令和 7 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認 定 第 6 号	令和 7 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	6
認 定 第 7 号	令和 7 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	7
認 定 第 8 号	令和 7 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	8
報 告 第 9 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	9
報 告 第 10 号	令和 7 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算報告	12
報 告 第 11 号	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	14
議 案 第 80 号	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	15
議 案 第 81 号	寝屋川市基金条例の一部改正	19

番 号	案 件	頁
議案第 82 号	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正	21
議案第 83 号	寝屋川市景観条例の一部改正	23
議案第 84 号	寝屋川市における東部大阪都市計画国松地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	25
議案第 85 号	寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部改正	31
議案第 86 号	令和 8 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 87 号	令和 8 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 88 号	令和 8 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 89 号	令和 8 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 90 号	令和 8 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 91 号	工事請負契約の締結（総合センター跡地整備工事（建築工事））	33
議案第 92 号	工事請負契約の締結（総合センター跡地整備工事（造園工事））	34
議案第 93 号	工事請負契約の締結（緑風園解体工事）	35
議案第 94 号	工事請負契約の変更（生涯学習（多機能）施設整備工事）	37
議案第 95 号	工事請負契約の変更（打上川治水緑地再整備工事）	38
議案第 96 号	財産の取得（市民交流中核施設の整備に係る備品）	39

番 号	案 件	頁
議案第 97 号	財産の取得（災害時用備蓄物資（ダンボールベッド））	40
議案第 98 号	財産の取得（災害時用備蓄物資（衛生用品セット及び日用品セット））	41
議案第 99 号	財産の取得（投票用紙自動交付機）	42
議案第 100 号	財産の取得（塵芥収集車）	43
議案第 101 号	指定管理者の指定	44
議案第 102 号	令和 7 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	45
議案第 103 号	公平委員会委員の選任	46
議案第 104 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	49

認定第 1 号

令和 7 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 7 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

認定第 2 号

令和 7 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 7 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおりに認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 3 号

令和 7 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 7 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

認定第 4 号

令和 7 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 7 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 5 号

令和 7 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 7 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 6 号

令和 7 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 7 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

認定第 7 号

令和 7 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 8 号

令和 7 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和 7 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により令和 7 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和7年度寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計				実 績		額				比		較			
				左 の 財 源		内 訳		支出済額	左 の 財 源		内 訳		年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源		内 訳			
				年割額	特 定 財	地方債	その他		一般財源	特 定 財	地方債	その他		一般財源	特 定 財	地方債	その他		
																		国 府 支出金	国 府 支出金
8 教育 費	5 社会 教育 費	国指定 史跡高 宮庭寺 跡整備 工事	令和 6	36,678,000	18,339,000	16,500,000	1,839,000	0	36,678,000	16,732,000	15,000,000	1,839,000	3,107,000	0	1,607,000	1,500,000	0	△ 3,107,000	
			7	60,835,000	30,417,000	27,400,000	3,018,000	0	60,834,800	30,417,000	27,400,000	3,017,800	0	0	0	200	0		
			計	97,513,000	48,756,000	43,900,000	4,857,000	0	97,512,800	47,149,000	42,400,000	4,856,800	3,107,000	200	1,607,000	1,500,000	200	△ 3,107,000	
		令和 6	4,365,000	2,182,000	1,900,000	283,000	0	4,365,000	1,990,000	1,800,000	283,000	292,000	0	192,000	100,000	0	△ 292,000		
		7	5,249,000	2,624,000	2,300,000	325,000	0	5,249,000	2,624,000	2,300,000	325,000	0	0	0	0	0	0		
計	9,614,000	4,806,000	4,200,000	608,000	0	9,614,000	4,614,000	4,100,000	608,000	292,000	0	192,000	100,000	0	△ 292,000				

令和7年度寝屋川市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実 績		比 較				
				左 の 財 源		内 訳		左 の 財 源		内 訳		年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源			内 訳		
				年割額	特 国 府 支出金	定 額	地 方 債	財 源	其 他	一般財源	特 国 府 支出金		定 額	地 方 債	財 源		其 他	
8 教育 費		(仮)こども 専用図書 館整備 工事	令和 6	円	24,616,000	円	18,400,000	円	6,216,000	円	0	円	円	円	円	円	円	円
			7	円	413,701,000	円	310,200,000	円	103,501,000	円	0	円	円	円	円	円	円	円
			計	円	438,317,000	円	328,600,000	円	109,717,000	円	0	円	円	円	円	円	円	円
			令和 6	円	0	円	0	円	0	円	0	円	円	円	円	円	円	円
5 社会 教育 費		(仮)こども 専用図書 館整備 工事に 伴う工 事監理 業務委 託	7	円	16,280,000	円	12,200,000	円	4,080,000	円	0	円	円	円	円	円	円	
			計	円	16,280,000	円	12,200,000	円	4,080,000	円	0	円	円	円	円	円	円	
				円		円		円		円		円		円		円	円	

令和 7 年度寝屋川市水道事業会計継続費 の精算報告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により令和 7 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和7年度寝屋川市水道事業会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較				
				年 割 額	左 の 財 源			内 訳	支 払 義 務 額	左 の 財 源	内 訳	年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源	内 訳		
					国 庫 補 助 金	企 業 債 留 保 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金 等								国 庫 補 助 金	企 業 債 留 保 資 金 等
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			令和 5	63,525,000	0	38,100,000	25,425,000	0	0	0	0	63,525,000	0	38,100,000	25,425,000	円
1 資本的支出	1 建設改良費	明德ポンプ場 送水ポンプ更 新工事	6	317,625,000	0	190,500,000	127,125,000	274,082,600	0	138,900,000	135,182,600	43,542,400	0	51,600,000	△ 8,057,600	
			7	254,100,000	0	152,400,000	101,700,000	162,763,700	0	98,200,000	64,563,700	91,336,300	0	54,200,000	37,136,300	
			計	635,250,000	0	381,000,000	254,250,000	436,846,300	0	237,100,000	199,746,300	198,403,700	0	143,900,000	54,503,700	

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.9 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

議案第 80 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の 一部改正

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和28年寝屋川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄各号（第1号を除く。）」を「第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号」に改め、「第4条第1項、」を削り、同条の表中「第4条第1項及び」を削る。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（職員が退職した後に再び職員となつた場合における退職手当の特例）

第20条 職員のうち、退職（当該退職が第11条第1号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は法第28条第4項の規定による失職に該当する場合を除く。）をしたことによりこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある者（前条第2項に規定するときにおいて、同項に規定する職員以外の地方公務員等に対する退職手当についての規定による退職手当の支給を受けたことがある者を含む。）であつて、市長の定めるところにより、市長が定める要件に該当することを条件として再び職員となつたもの（以下この条において「再採用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、後の再採用職員としての退職について第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の4まで（これらの規定の特例を定める規定を含む。）の規定を適用して計算した額にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

(1) 当該再採用職員に対する第2条の4の規定による退職手当に係る第7条第1項の規定による在職期間の計算について、後の再採用職員としての在職期間（職員以外の地方公務員等が引き続いて再採用職員となつた場合にあつては、同条第6項ただし書に規定するときを除き、当該職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間を含むものとする。）を先の職員としての在職期間（前条第2項に規定するときにあつては、当該職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間とする。）に引き続いたものとみなして計算した場合におけるその者に対する退職手当の額

(2) 当該再採用職員が支給を受けた先の退職手当（先の職員としての退職に係

る退職手当をいう。次項において同じ。)の額(前条第2項に規定するときにあつては、当該職員以外の地方公務員等として退職したことにより支給を受けた退職手当の額)

2 前項の規定は、再採用職員としての退職前に、先の退職手当に関し、第14条第1項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。)又は第15条第1項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。)が行われたとき、その他規則で定めるときは、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、再採用職員に対する退職手当に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第3項中「第17項」を「第15項」に改める。

附則第13項及び第14項を削る。

附則第15項中「第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄(第1号を除く。)」を「第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号」に、「前項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を附則第13項とする。

附則第11項各号に掲げる職員以外の職員	60歳
附則第11項第1号に掲げる職員	65歳
附則第11項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

附則第16項中「であつて附則第14項」を「であつて前項」に改め、「第4条第1項及び」を削り、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第17項中「附則第14項」を「附則第13項」に改め、「第4条第1項及び」を削り、同項を附則第15項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第20条を第21条とし、第19条の次に1条を加える改正規定及び附則第3項の規定は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の3及び附則第13項の規定は、同条及び同項に規定する者がこの条例の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当

について適用し、この条例による改正前の寝屋川市職員の退職手当に関する条例第5条の3及び附則第15項に規定する者が同日前に退職した場合におけるその者に対する退職手当については、なお従前の例による。

- 3 新条例第20条の規定は、同条第1項に規定する再採用職員（以下「再採用職員」という。）が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当について適用し、再採用職員が同日前に退職した場合におけるその者に対する退職手当については、なお従前の例による。

議案第 81 号

寝屋川市基金条例の一部改正

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例

寝屋川市基金条例（平成 19 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 9 年 8 月 1 日から施行する。

寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する 条例

寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年寝屋川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第29条第2項中「政令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

寝屋川市景観条例の一部改正

寝屋川市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市景観条例の一部を改正する条例

寝屋川市景観条例（平成 22 年寝屋川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 20 条中「第 8 条第 2 項第 3 号」を「第 8 条第 2 項第 2 号」に改める。

第 26 条第 2 項第 1 号中「法第 81 条に規定する景観協定」を「景観協定」に改め、同項第 2 号中「法第 92 条に規定する景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

寝屋川市における東部大阪都市計画国松 地区地区計画の区域内における建築物等 に関する条例の制定

寝屋川市における東部大阪都市計画国松地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画国松地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、国松地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物等に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（令和8年寝屋川市告示第59号）による国松地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。

(建築物の用途に関する制限)

第4条 地区計画の区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。

- (1) 法別表第2(㌦)項第1号に掲げる建築物のうち、一戸建ての専用住宅
- (2) 法別表第2(㌦)項第2号に掲げる建築物のうち、一戸建ての兼用住宅
- (3) 法別表第2(㌦)項第4号に掲げる建築物
- (4) 法別表第2(㌦)項第6号に掲げる建築物のうち、保育所
- (5) 法別表第2(㌦)項第8号に掲げる建築物
- (6) 法別表第2(㌦)項第9号に掲げる建築物
- (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）

(建築物の各部分の高さの最高限度)

第5条 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、10メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

2 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

(壁面の位置に関する制限)

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるものの面（以下「壁面」という。）から前面道路の境界線（当該建築物の敷地が道路に接する部分をいう。）までの距離は、1メートル以上でなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物については、この限りでない。

(1) 自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの

(2) 壁を有しない自動車車庫

2 建築物の敷地が二以上の前面道路に接する場合において、一の道路に面する壁面の位置が前項の規定に適合するときは、他の道路に面する壁面の位置については、同項の規定は、適用しない。

(建築物の敷地面積に関する制限)

第7条 建築物の敷地面積は、120平方メートル以上でなければならない。ただし、この条例の施行日（以下「基準日」という。）以後、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地の指定若しくは同法第103条第1項の規定による換地処分により、土地の面積が120平方メートル未満となった場合において、当該土地が建築物の敷地として従前と同様に使用されるとき、又は当該土地の全部を一の建築物の敷地として使用するとき、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、基準日において現に建築物の敷地として使用

されている土地で同項本文の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項本文の規定は、適用しない。

- 3 基準日以後、第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地については、前項の規定は、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準日における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計が、基準日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 用途の変更(令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。
- 2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第5条第1項及び第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、適用しない。

- 4 法第3条第2項の規定により第5条第1項及び第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき、又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について第4条から第7条までの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、既に第4条から第7条までの規定の適用を受けている建築物については、その敷地の過半が地区計画の区域外に属するに至った場合においても、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用する。ただし、その敷地の過半が他の地区整備計画が定められている区域に属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について当該他の地区整備計画に係る条例の規定を適用する。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 4 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第 6 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (4) 第 7 条第 1 項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
 - (5) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第 7 条第 1 項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第 3 号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前 2 項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の刑を科する。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する 条例の一部改正

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例（令和 6 年寝屋川市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「250 円」を「270 円」に、「130 円」を「140 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 総合センター跡地整備工事（建築工事） |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市池田西町地内（総合センター跡地） |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 木製デッキ新設工事 一式
(2) トイレ新設工事 一式
(3) 駐輪場新設工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金 448,800,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 40,800,000 円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 しない
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着工 令和 8 年 月 日
完成 令和 9 年 3 月 18 日 |
| 8 | 契約の相手方 | 大阪府寝屋川市清水町 6 番 24 号
昌栄建設株式会社
代表取締役 須 田 誠 治 |

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 総合センター跡地整備工事（造園工事） |
| 2 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市池田西町地内（総合センター跡地） |
| 3 工 事 概 要 | (1) 植栽工事 一式
(2) 施設整備工事 一式
(3) グラウンド・コート整備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 金 233, 883, 100 円
(内消費税及び地方消費税の額 21, 262, 100 円) |
| 6 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 しない
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 工 期 | 着工 令和 8 年 月 日
完成 令和 9 年 3 月 18 日 |
| 8 契約の相手方 | 大阪府大阪市西区阿波座一丁目 13 番 13 号
株式会社富士グリーンテック 西日本支店
支店長 田 中 義 一 |

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1	工 事 名	緑風園解体工事	
2	工 事 場 所	大阪府寝屋川市讃良東町 7 番 1 号	
3	工 事 概 要	(1) 一般仮設工事	一式
		(2) ダイオキシン類仮設工事	一式
		(3) 除染工事	一式
		(4) 設備解体工事	一式
		(5) 構造物解体工事（建屋解体撤去）	一式
		(6) 構造物解体工事（杭撤去）	一式
		(7) 外構解体工事	一式
		(8) 整地工事	一式
		(9) 廃棄物運搬	一式
		(10) 廃棄物処理	一式
		(11) 各種調査	一式
4	契 約 方 法	制限付一般競争入札	
5	契 約 金 額	金 819, 500, 000 円	
		（内消費税及び地方消費税の額 74, 500, 000 円）	
6	支 払 方 法	前金払 する	
		部分払 する	
		残金払 工事完成引渡し後	

- 7 工 期 着工 令和8年 月 日
完成 令和10年7月31日
- 8 契約の相手方 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
東洋建設株式会社 大阪本店
常務執行役員本店長 小 玉 友 彦

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 8 年 3 月市議会定例会（議案第 9 号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 工 事 名 生涯学習（多機能）施設整備工事

2 契 約 金 額

変 更 前 金 726, 000, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 66, 000, 000 円)

変 更 後 金 781, 495, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 71, 045, 000 円)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 8 年 3 月市議会定例会（議案第 10 号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 工 事 名 打上川治水緑地再整備工事

2 契 約 金 額

変 更 前 金 607, 200, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 55, 200, 000 円)

変 更 後 金 665, 231, 600 円
(内消費税及び地方消費税の額 60, 475, 600 円)

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 市民交流中核施設の整備に係る備品 |
| 2 | 財産の概要 | テーブル、椅子及び椅子用台車 |
| 3 | 取得目的 | 市民交流中核施設の開設に向けて、環境整備を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 24, 024, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 2, 184, 000 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市都島区中野町一丁目 7 番 20 号
石元商事株式会社
代表取締役社長 石 元 正 之 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 災害時用備蓄物資（ダンボールベッド） |
| 2 | 財産の概要 | ダンボールベッド 4,100 台 |
| 3 | 取得目的 | 災害時における避難所の生活環境の向上を目的として、ダンボールベッドを備蓄するため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 15,221,250 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,383,750 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府岸和田市土生町四丁目 4 番 6 - 203 号
株式会社グラップラー
代表取締役 梅 田 直 人 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和8年9月1日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 災害時用備蓄物資（衛生用品セット及び日用品セット） |
| 2 | 財産の概要 | (1) 衛生用品セット（体拭きシート等） 7,000 セット
(2) 日用品セット（タオル等） 7,000 セット |
| 3 | 取得目的 | 災害時における避難所の生活環境の向上を目的として、衛生用品セット及び日用品セットを備蓄するため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 32,571,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 2,961,000 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 10 番 27 号
株式会社ミヨシ
代表取締役 佐 藤 浩 明 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 投票用紙自動交付機 |
| 2 | 財産の概要 | 投票用紙自動交付機 100 台 |
| 3 | 取得目的 | 投票用紙自動交付機の更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 37,730,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,430,000 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府東大阪市長田中三丁目 6 番 1 号
株式会社ムサシ 大阪支店
取締役支店長 荻 野 勝 紀 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和8年9月1日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 塵芥収集車 |
| 2 | 財産の概要 | 2トン回転ダンプ式塵芥収集車 2台 |
| 3 | 取得目的 | 経年劣化に伴い、塵芥収集車を買換えるため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 21,274,814 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,934,074 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府八尾市神武町1番50号
株式会社モリタエコノス 関西支店
支店長 安 田 弘 |

指 定 管 理 者 の 指 定

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立市民交流中核施設 |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人トイボックス |
| 3 指定の期間 | 令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年 1 か月間） |

令和 7 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

令和 7 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1	当年度未処分利益剰余金	3, 554, 444, 638 円
2	利益剰余金処分別	
	資本金	△400, 000, 000 円
		<u>△400, 000, 000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>3, 154, 444, 638 円</u>

公 平 委 員 会 委 員 の 選 任

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	関 川 信 也（せきがわ しんや）
生年月日	

理 由

公平委員会委員 関川信也が、令和 8 年 10 月 31 日任期満了のため、引き続き選任したい。

※ 任期 4 年（地方公務員法第 9 条の 2 第 10 項）

履 歴 書

本 籍
住 所
氏 名
生 年 月 日

関 川 信 也 (せきがわ しんや)

学 歴

平成 10 年 3 月 京都大学法学部卒業

職 歴

平成 12 年 4 月 司法研修所 入所
平成 13 年 9 月 同 上 終了
平成 13 年 10 月 大藏・児玉法律事務所 入所
平成 16 年 12 月 同 上 退所
平成 17 年 1 月 小田・児玉法律事務所 入所
平成 21 年 9 月 同 上 退所
平成 21 年 10 月 関川法律事務所 開設
平成 28 年 10 月 同 上 閉所
平成 28 年 11 月 大阪芙蓉法律事務所 入所
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 26 年 11 月
至 現 在 寝屋川市公平委員会委員

自	平成 26 年 11 月	北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員
至	現 在	
自	平成 27 年 1 月	枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至	現 在	
自	令和 5 年 1 月	人権擁護委員
至	現 在	

賞 罰

令和 5 年 10 月	全国公平委員会連合会表彰
令和 7 年 5 月	寝屋川市表彰（感謝状）

固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和8年9月1日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	原 口 友 良（はらぐち ともよし）
生年月日	

理 由

固定資産評価審査委員会委員 平石貴が、令和8年10月31日任期満了のため、後任委員に選任したい。

※ 任期 3年（地方税法第423条第6項）

履 歷 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 原 口 友 良（はらぐち ともし）
生 年 月 日 [REDACTED]

學 歷

昭和 61 年 3 月 大阪府立大学工学部卒業

歷 職

昭和61年4月	日立マクセル株式会社	入社
平成元年10月	同上	退社
平成元年10月	株式会社小川不動産鑑定事務所	入社
平成7年12月	同上	退社
平成8年1月	原口不動産鑑定事務所	開設
	現在に至る	

公 職 歷 等

自平成22年4月	枚方簡易裁判所調停委員
至現在	
自平成30年7月	大阪府地価公示分科会幹事
至現在	

自 令和 7 年 4 月
至 現 在 大阪府流域下水道事業財産評価審査会委員

賞 罰

令和 2 年 11 月 大阪地方裁判所長表彰
令和 6 年 10 月 大阪府知事表彰（感謝状）

